

さーびすりようりょうきん にち
 ≪サービス利用料金(1日あたり)≫

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。但し、市町村民税非課税世帯の方は利用者負担は無料となります。

○1単位につき施設入所支援には10,400円、生活介護には10,370円(地域区分)をかけた金額になります。

1. 利用者の障害支援区分と利用料(※4)	区分3 13,190円	区分4 14,290円	区分5 17,400円	区分6 20,540円	備考
内訳 ① 障害支援区分に応じた利用料(生活介護+施設入所支援)	10,950円 (5,490円) +1,850円 + 3,610円	12,050円 (6,090円) +2,350円 + 3,610円	15,160円 (8,580円) +2,970円 + 3,610円	18,300円 (1,1140円) +3,550円 + 3,610円	人員配置体制加算 (1.5:1) 2,630円 夜勤職員体制加算 (3名) 480円 重度障害者支援加算 (I) 500円
② 専門的な支援に係る利用料 ※加算分 (生活介護+施設入所支援)	2,240円 (1,310円) +930円)	2,240円 (1,310円) +930円)	2,240円 (1,310円) +930円)	2,240円 (1,310円) +930円)	福祉専門職加算 150円 リハビリテーション加算 200円 常勤看護職員等配置加算 550円 視覚・聴覚言語障害者支援加算(I) 510円 視覚・聴覚言語障害者支援加算(II) 410円 栄養マネジメント加算 120円 口腔衛生管理体制加算 300円
2. うち、介護給付費等から給付される金額	①+② 12,519円	①+② 12,861円	①+② 15,660円	①+② 18,486円	
3. サービス利用に係る自己負担額[定率負担](1-2)	①+② 1,319円	①+② 1,429円	①+② 1,740円	①+② 2,450円	市町村民税非課税世帯の方は自己負担額は無料
4. 食事に係る自己負担額	朝食210円 / 昼食635円 / 夕食620円 1,465円(1ヶ月44,262円)				
5. 光熱水費に係る自己負担額	328円(1ヶ月10,000円)				

自己負担額の合計 = 3 + 4 + 5 (課税世帯の場合)	① + ② 3,107円	① + ② 3,222円	① + ② 3,533円	① + ② 4,243円	
自己負担額の合計 = 4 + 5 (非課税世帯)	1,793円				補足給付の額により異なります

* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

きーびすりようりょうきん にち
せいかつかいご つうしょ
りよう ばあい
《サービス利用料金(1日あたり)》 (生活介護<通所>のみ利用の場合)

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。但し、市町村民税非課税世帯の方は利用者負担は無料となります。

たんい
えん ちいきくぶん
きんがく
 ○1単位につき10,37円(地域区分)をかけた金額になります。

1. 利用者の障害支援区分と利用料 (※4)	区分3 9,840円	区分4 10,440円	区分5 12,930円	区分6 15,490円	備 考
① 障害支援区分に応じた利用料(生活介護)	8,120円 (5,490円) + 2,630円	8,720円 (6,090円) + 2,630円	11,210円 (8,580円) + 2,630円	13,770円 (11,140円) + 2,630円	じんいんはいちたいせいかさん 人員配置体制加算 (1.5:1) 2,630円
② 専門的な支援に係る利用料 ※加算分(生活介護)	1,720円	1,720円	1,720円	1,720円	ふくしせんもんしょくかさん 福祉専門職加算 150円 りはびりていしよんかさん リハビリテーション加算 200円 しかく ちょうかくげんごしやうがいしゃ 視覚・聴覚言語障害者 しえんたいせいかさん 支援体制加算 410円 じやうきんかんごしよくいんどうはいちかさん 常勤看護職員等配置加算 550円 しかく ちょうかくげんごしやうがいしゃ 視覚・聴覚言語障害者支援加算(Ⅱ) 410円
2. うち、介護給付費等から給付される金額	①+② 8,856円	① +② 9,396円	① +② 11,637円	① +② 13,941円	
3. サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕 (1-2)	①+② 984円	① +② 1,044円	① +② 1,293円	① +② 1,549円	しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯の 方は自己負担額は無料
4. 食事に係る自己負担額					ちゆうしょく えん 昼食 635円
5. 光熱水費に係る自己負担額					えん 328円

自己負担額の合計 = 3 + 4 + 5 (課税世帯の場合)	① + ② 1,947円	① + ② 2,007円	① + ② 2,256円	① + ② 2,512円	
自己負担額の合計 = 4 + 5 (非課税世帯)	963円 (食事提供体制加算 663円)				

	療養食加算	経口移行加算 (I)	経口移行加算 (II)	
1. 加算単位	23単位	28単位	5単位	
2. 加算料金	230円	280円	50円	
3. 給付される金額	207円	252円	45円	
4. うち加算に係る自己負担額	23円	28円	5円	市町村民税非課税世帯の方は自己負担額は無料

	通院支援加算	障害者支援施設等 感染対策向上加算	新興感染症等施設 療養加算	
1. 加算単位	17単位	10単位	240単位	
2. 加算料金	170円	100円	2400円	
3. 給付される金額	153円	90円	2160円	
4. うち加算に係る自己負担額	17円	10円	240円	市町村民税非課税世帯の方は自己負担額は無料

	高次脳機能障害者 支援体制加算	入浴支援加算	喀痰吸引等実施 加算	
1. 加算単位	41単位	80単位	30単位	
2. 加算料金	410円	800円	300円	
3. 給付される金額	369円	720円	270円	

4. うち加算に係る自己負担額	41円	80円	30円	市町村民税非課税世帯の方は自己負担額は無料
-----------------	-----	-----	-----	-----------------------

	栄養スクーリング加算	栄養改善加算		
1. 加算単位	5単位	200単位		
2. 加算料金	50円	2000円		
3. 給付される金額	45円	1800円		
4. うち加算に係る自己負担額	5円	200円		市町村民税非課税世帯の方は自己負担額は無料

地域移行支援体制加算(定員51人以上60人以下)					
	区分2以下 (未判定含む)	区分3	区分4	区分5	区分6
1. 加算単位	3単位	4単位	5単位	6単位	7単位
2. 加算料金	30円	40円	50円	60円	70円
3. 給付される金額	27円	36円	45円	54円	63円
4. うち加算に係る自己負担額	3円	4円	5円	6円	7円
市長村民税非課税世帯の方は自己負担額は無料					

[利用者が入院等された場合の対応について]

*利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(本書10.「利用者が入院等された場合の対応について」、契約書第14条、第15条参照)但し、市町村民税非課税世帯の方は利用者負担は無料となります。

内容	入院1～8日目	9日目以降
1. サービス利用料金	320円	本書10.参照

2. うち、介護給付費等から給付される金額	288円	(入院時の支援)
3. 自己負担額 (1-2)	32円	

〔サービス利用を取り消し (キャンセル) した場合の食費について (契約書第15条)〕

*利用者が、サービス利用を取り消し (キャンセル) する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

*なお、サービス利用日の前日までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

食事キャンセル料 (食費の原材料費相当額)	1日あたり	815円
-----------------------	-------	------

《利用者負担の減免について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

○1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得 (世帯の収入状況) に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

○ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

区分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	0円
いっぽん一般	市町村民税課税世帯	37,200円

*月額負担上限のほか、さらに下記のような利用者負担に関する減免があります。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【個別減免について】

対象：施設入所支援(20歳以上)を利用する場合

- 市町村民税非課税世帯(区分：低所得1、2)で、預貯金等が500万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

【20歳未満の入所施設利用における負担減免について】

- 収入や資産が一定以下であれば、月額負担上限額の軽減の対象となります。

区分	月額負担上限額
低所得1	0円
低所得2	0円
市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※収入が概ね600万円以下の世帯が対象	9,300円

{上記の減免の対象となる収入・資産の状況}

対象となる方：利用者の世帯の収入状況が低所得1、2の区分であって、収入及び預貯金等が下表の額を超えない方

	預貯金等の額
単身世帯	500万円以下
配偶者と同居	1,000万円以下

(注)平成21年7月より軽減措置を適用するために設けられている資産要件が廃止されました。また、「心身障害者扶養共済給付金」が収入認定から除外されません。

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

〔食費等実費負担の軽減について〕

○ 施設入所支援における食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置

《施設入所支援を利用する場合》

食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や60～64歳の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の障害者支援施設利用者のうち、日中活動事業として生活介護を利用する者は28,000円）が残るよう補給給付が行われます。就労収入がある場合、24,000円までは全額、24,000円を超える場合は超えた額の30%と24,000円を合わせた額が控除されます。つまり、就労収入が24,000円までは、食費等の負担は生じないこととなります。

《20歳未満で施設入所支援を利用する場合》

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費25,000円を含めて低所得世帯、一般世帯（市町村民税所得割160,000円未満世帯）で50,000円、一般世帯（市町村民税所得割100,000円以上世帯）で79,000円）となるよう補給給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

（注）利用者負担を行うことにより、生活保護世帯の対象に該当する場合は、生活保護の対象とならない額まで食費等実費負担額を引き下げます。

たんきにゆうしょ りようりょうきん にち
《短期入所サービス利用料金(1日あたり)》

べつ ひょう
別表1

かいごきゅうふひ たいしやう きーび すりようりょうきん ふくしがたんきにゆうしょ
介護給付費の対象となるサービス利用料金【福祉型短期入所】

(ただし、ただ しちやうそんみんぜいひかぜいせたい りようしやふたん わりやう市町村民税非課税世帯は利用者負担は無料となります。)

きほんてき きーび すりようりょうきん にち (基本単位)
基本的なサービス利用料金(1日あたり)

たんい えん ちいきくぶん きんがく
 ○1単位につき10,36円(地域区分)をかけた金額になります。

A.ご利用者の障害支援区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B.報酬単位 (単位:1単位 10.00)		509 たんい 単位	509 たんい 単位	583 たんい 単位	648 たんい 単位	784 たんい 単位	923 たんい 単位
C.サービス利用料金		5,090 えん 円	5,090 えん 円	5,830 えん 円	6,480 えん 円	7,840 えん 円	9,230 えん 円
D.うち介護給付費として市町村より代理受領する金額		4,581 えん 円	4,581 えん 円	5,247 えん 円	5,832 えん 円	7,056 えん 円	8,307 えん 円
E.短期利用加算	報酬単位	30単位 (300円)					
	金額の1割	30円					
F.栄養士配置加算	報酬単位	22単位 (220円)					
	金額の1割	22円					
G.常勤看護職員配置加算	報酬単位	10単位 (100円)					
	金額の1割	10円					
H.サービス利用に係る自己負担金(介護給付費の定率負担) 〔C-D+E+F+G〕		447 えん 円	447 えん 円	633 えん 円	586 えん 円	722 えん 円	861 えん 円

Hについては【別表5】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

じどうたんきにゆうしょ きほんてき きーび すりようりょうきん にち (基本単位)
児童短期入所 基本的なサービス利用料金(1日あたり)

A.ご利用者の障害支援区分		区分1	区分2	区分3
B.報酬単位 (単位:1単位 10.00)		509単位	615単位	784単位
C.サービス利用料金		5,090円	6,150円	7,840円
D.うちと介護給付費して市町村より代理受領する金額		4,581円	5,535円	7,056円
E.短期利用加算	報酬単位	30単位 (300円)		
	金額の1割	30円		

F. 栄養士配置加算	報酬単位	22単位 (220円)		
	金額の1割	22円		
G. 常勤看護職員配置加算	報酬単位	10単位 (100円)		
	金額の1割	10円		
H. サービス利用に係る自己負担金 (介護給付費の定率負担) [C-D+E+F+G]		447円	553円	722円

Hについては【別表5】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

別表2

介護給付費の対象となるサービス利用料金【福祉型短期入所】

(但し、市町村民税非課税世帯は利用者負担は無料となります。)

○1単位につき10.36円(地域区分)をかけた金額になります。

他の日中系サービスを受けた場合(1日当たり)(基本単位)

A. ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単位 (単位:1単位 10.00)	173 単位	173 単位	240 単位	318 単位	527 単位	602 単位
C. サービス利用料金	1,730 円	1,730 円	2,400 円	3,180 円	5,270 円	6,020 円
D. うち介護給付費として 市町村より代理受領する金額	1,557 円	1,557 円	2,160 円	2,862 円	4,743 円	5,418 円
E. 短期利用加算	報酬単位					
	金額の1割					
F. 栄養士配置加算	報酬単位					
	金額の1割					
G. 常勤看護職員 配置加算	報酬単位					
	金額の1割					
G. サービス利用に係る自己 負担金(介護給付費の定率負担) [C-D+E+F]	121円	121円	188円	232円	465円	550円

Gについては【別表5】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

児童短期入所 他の日中系サービスを受けた場合(1日当たり)(基本単位)

A. ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3
B. 報酬単位(単位:1単位 10.00)	173単位	279単位	527単位
C. サービス利用料金	1,730円	2,790円	5,270円
D. うち介護給付費として市町村より代理	1,557円	2,511円	4,743円

受領する金額				
E.短期利用加算	報酬単位	30単位 (300円)		
	金額の1割	30円		
F.栄養士配置加算	報酬単位	22単位 (220円)		
	金額の1割	22円		
G.常勤看護職員配置加算	報酬単位	10単位 (100円)		
	金額の1割	10円		
G.サービス利用に係る自己負担金 (介護給付費の定率負担) [C-D+E+F]		121円	227円	475円

Gについては【別表5】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

別表3

介護給付費の対象となるサービス利用料金【福祉型強化短期入所】

(但し、市町村民税非課税世帯は利用者負担は無料となります。)

基本的なサービス利用料金 (1日あたり) (基本単位)

○1単位につき10.36円(地域区分)をかけた金額になります。

A.ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B.報酬単位 (単位:1単位 10.00)	751 単位	751 単位	824 単位	889 単位	1,026 単位	1,164 単位
C.サービス利用料金	7,510 円	7,510 円	8,240 円	8,890 円	10,260 円	11,640 円
D.うち介護給付費として市町村 より代理受領する金額	6,759 円	6,759 円	7,416 円	8,001 円	9,234 円	10,476 円
E.短期利用加算	報酬単位 30単位 (300円)					
	金額の1割 30円					
F.栄養士配置加算	報酬単位 22単位 (220円)					
	金額の1割 22円					
G.常勤看護職員 配置加算	報酬単位 10単位 (100円)					
	金額の1割 10円					
H.サービス利用に係る自己 負担金(介護給付費の定率負担) [C-D+E+F+G]	689 円	689 円	762 円	827 円	964 円	1,102 円

Hについては【別表5】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

児童短期入所 基本的なサービス利用料金 (1日あたり) (基本単位)

A.ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3
---------------	-----	-----	-----

B.報酬単位 (単位:1単位 10.00)	752単位	858単位	1026単位
C.サービス利用料金	7,520円	8,580円	10,260円
D.うちと介護給付費して市町村より 代理受領する金額	6,768円	7,722円	9,237円
E.短期利用加算	報酬単位	30単位 (300円)	
	金額の1割	30円	
F.栄養士配置加算	報酬単位	22単位 (220円)	
	金額の1割	22円	
G.常勤看護職員配置加算	報酬単位	10単位 (100円)	
	金額の1割	10円	
H.サービス利用に係る自己負担金 (介護給付費の定率負担) [C-D+E+F+G]	690円	796円	961円

Hについては【別表5】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

別表4

介護給付費の対象となるサービス利用料金【福祉型強化短期入所】

(但し、市町村民税非課税世帯は利用者負担は無料となります。)

○1単位につき10.36円(地域区分)をかけた金額になります。

他の日中系サービスを受けた場合(1日当たり)(基本単位)

A.ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B.報酬単位 (単位:1単位 10.00)	413 単位	413 単位	483 単位	559 単位	770 単位	844 単位
C.サービス利用料金	4,130 円	4,130 円	4,830 円	5,590 円	7,700 円	8,440 円
D.うちと介護給付費として 市町村より代理受領する金額	3,717 円	3,717 円	4,347 円	5,031 円	6,930 円	7,596 円
E.短期利用加算	報酬単位	30単位 (300円)				
	金額の1割	30円				
F.栄養士配置加算	報酬単位	22単位 (220円)				
	金額の1割	22円				
G.常勤看護職員 配置加算	報酬単位	10単位 (100円)				
	金額の1割	10円				
G.サービス利用に係る自己 負担金(介護給付費の定率負担) [C-D+E+F]	361円	361円	431円	507円	718円	782円

Gについては【別表5】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

児童短期入所 他の日中系サービスを受けた場合（1日当たり）（基本単位）

A.ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3
B.報酬単位（単位:1単位 10.00）	412単位	521単位	770単位
C.サービス利用料金	4,120円	5,210円	7,700円
D.うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	3,708円	4,689円	6,930円
E.短期利用加算	報酬単位	30単位（300円）	
	金額の1割	30円	
F.栄養士配置加算	報酬単位	22単位（220円）	
	金額の1割	22円	
G.常勤看護職員配置加算	報酬単位	10単位（100円）	
	金額の1割	10円	
G.サービス利用に係る自己負担金（介護給付費の定率負担）〔C-D+E+F〕	360円	469円	718円

Gについては【別表5】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

その他の加算

重度障害者支援加算 （1日当たり）	報酬単位	50単位（500円）
	金額の1割	50円
食事提供加算 （1日当たり）	報酬単位	48単位（480円）
	金額の1割	48円
利用者負担上限額管理加算 （月1回を限度）	報酬単位	150単位（1500円）
	金額の1割	150円
送迎加算 （片道につき）	報酬単位	186単位（1860円）
	金額の1割	186円
食事提供加算 （1日当たり）	報酬単位	48単位（480円）
	金額の1割	48円
緊急短期入所受入加算（Ⅰ） （1日当たり）	報酬単位	270単位（2700円）
	金額の1割	270円
緊急短期入所受入加算（Ⅱ） （1日当たり）	報酬単位	500単位（5000円）
	金額の1割	500円

別表5

- ① 食費（食材料費、人件費、光熱水費を含む） 1,465円（一日）
（朝食 210円 昼食 635円 夕食 620円）
内食材料費

(朝食 130円 昼食 335円 夕食 350円)
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については食事提供加算(480円)があります。

②光熱水費 居室に係るもの
(日額 328円)

③特別なサービスの提供とこれに伴う費用

④介護給付費から支給されない日常生活上の諸費用

⑤その他 ()

※利用料に定める①食費については、下記に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

定率負担・実費負担の軽減措置の対象者(世帯)

- ①生活保護・・・生活保護受給世帯
- ②低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの
- ③低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの
- ④一般・・・適用されません

《地域生活支援事業(日中一時支援事業)サービス利用料金(1日あたり)》

別表1

基本的なサービス利用料金 (1日あたり)

(地域区分別単価)

18歳以上

A.ご利用者の障害支援区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価	4時間以下	1,310 円	1,310 円	1,500 円	1,670 円	2,030 円	2,380 円
	4時間～8時間以下	2,630 円	2,630 円	3,010 円	3,350 円	4,060 円	4,770 円
	8時間以上	3,940 円	3,940 円	4,520 円	5,030 円	6,090 円	7,160 円

18歳未満

A.ご利用者の障害支援区分		区分1	区分2	区分3
B. 報酬単価	4時間以下	1,310 円	1,580 円	2,030 円
	4時間～8時間以下	2,630 円	3,180 円	4,060 円
	8時間以上	3,940 円	4,770 円	6,090 円

- ① 食費 (食材料費、人件費、光熱水費を含む) 1,465円 (一日)
(朝食 210円 昼食 635円 夕食 620円)

内食材料費

(朝食 130円 昼食 335円 夕食 350円)

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については食事提供加算 (310円) があります。

- ② 光熱水費 居室に係るもの

(日額 328円)

- ③ 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

- ④ 地域生活支援事業費から支給されない日常生活上の諸費用

- ⑤ その他 ()

*利用料に定める①食費については、下記に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

定率負担・実費負担の軽減措置の対象者 (世帯)

- ① 生活保護・・・生活保護受給世帯

- ②^{ていしよとく}低所得 1 ^{しちやうそんみんぜいひ か ぜい}市町村民税非課税であつて^{しょうがいしゃ}障害者または^{しょうがいじ ほごしや}障害児の保護者の^{しゅうにゅう}収入が
80万円以下であるもの
- ③^{ていしよとく}低所得 2 ^{しちやうそんみんぜいひ か ぜい いせたい}市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に^{がいたう}該当しないもの
- ④^{いっ ぱん}一 般 ^{てきやう}適用されません